

決裁・供覧

件名	東京国際空港航空機騒音測定局移設工事実施設計			文書番号	
				東空環第65号	
伺文	標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたいので、別紙（試行書式／実施計画、見積徴収及び契約締結伺）のとおり実施してよろしいか伺う。				
起案	起案日	令和3年8月3日		受付日	
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課		決裁	決裁処理期限日
	起案者	鈴木 富潤		決裁	決裁日 令和3年8月17日
	連絡先	7345		施行	施行処理期限日
	大分類	工事等の実施		施行	施行日
	中分類	工事・役務等		施行	施行先
	名称(小分類)	令和3年度契約関係		施行	施行者
	秘密区分	なし		格付け	取扱上の注意
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 2
	指定事由			格付け	取扱い制限
取扱区分			保存	行政文書保存期間 5年	
			保存	保存期間満了時期 令和9年3月31日	
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照				
備考欄	代行機関：経理課長				

## 決裁・供覧

件名	令和3年度行政財産使用許可申請書の提出について（江東区東大島文化センター）		文書番号	
			東空環第68号	
伺い文	<p>標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたい。</p> <p>については、新たな移設先（江東区東大島文化センター）の測定局設置に係る行政財産使用許可申請書を次案のとおり江東区長あて提出してよろしいか伺う。</p>			
起案	起案日	令和3年8月11日	受付日	
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課	決裁	決裁処理期限日
	起案者	鈴木 富潤	決裁	決裁日 令和3年8月12日
	連絡先	7345	施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	環境	施行	施行日 令和3年8月12日
	中分類	航空機航行	施行	施行先 江東区長
	名称(小分類)	令和3年度 施設使用申請等	施行	施行者 東京航空局 環境・地域振興課長
			行	取扱上の注意
取扱区分	秘密区分	なし	格付け	機密性格付け 2
	秘密期間終了日		格付け	取扱制限
	指定事由		保存	行政文書保存期間 5年
			保存	保存期間満了時期 令和9年3月31日
決裁・供覧欄	<p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 前原 直也（課長）【済】</p> <p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 佐藤 有正（専門官）【済】</p> <p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 日比野 健太（係長）【済】</p>			
備考欄	<p>東京航空局部長等専決規程第4条（軽微事項の処理）に基づき、課長専決とする。また、東京航空局行政文書取扱細則第7条（3）に基づき、課長を文書名義人として施行する。</p>			

東 空 環 第 号  
令 和 年 月 日

江東区長 あて

住所 千代田区九段南 1-1-15  
九段第二合同庁舎

申請者

氏名 国土交通省 東京航空局 空港部  
環境・地域振興課長  
前原 直也 印

### 行政財産使用許可申請書

下記の行政財産を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	江東区大島8-33-9
名称	江東区東大島文化センター 建物の一部
種目・地目・構造	建物
数量	7.4145㎡
工事期間	行政財産使用許可日より設計期間含め4か月（予定） 工事完了検査終了後から運用開始
期間	令和3年11月30日から 令和6年11月29日まで
目的	航空機騒音測定のため
その他参考となる事項	使用する機器の設置場所等については、別添設計図面を参照いたします。現在測定機器設置場所改築工事に伴う騒音測定器の移設（現在の設置場所は東京都交通局大島総合庁舎）。

## 決裁・供覧

件名	東京国際空港航空機騒音測定局移設工事			文書番号		
				東空環第78号		
伺文	<p>標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたので、別紙（第18号書式／実施計画）のとおり実施してよろしいか伺う。</p> <p>なお、本件について、東京都、江東区とは調整済みである。</p>					
起案	起案日	令和3年9月14日		受付日		
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課		決裁	決裁処理期限日	
				決裁	決裁日	令和3年9月16日
	起案者	鈴木 富潤		施行	施行処理期限日	
				施行	施行日	
	連絡先	7345		施行	施行先	
					施行者	
	分類名称	大分類	工事等の実施		施行	取扱上の注意
		中分類	工事・役務等			
	取扱区分	名称(小分類)	令和3年度契約関係		格付け	機密性格付け
秘密区分		なし		保存	取扱制限	
秘密期間終了日					行政文書保存期間	5年
	指定事由			保存期間満了時期	令和9年3月31日	
決裁・供覧欄						
備考欄	東京航空局部長等専決規程第8条（24）に基づき、空港部長専決とする。					